

## 論 説

## 金融ユニバーサルデザイン（上）

— 公共性および金融の公共性を発展させるための指針 —

紀 国 正 典

- I はじめに
- II 公共性とユニバーサルデザイン
- III ソフトウェアユニバーサルデザイン
- IV 金融の公共性の発展指針としての金融ユニバーサルデザイン（以上本号）
- V 金融ユニバーサルデザインの定義と原則（以下次号）
- VI 金融ユニバーサルデザインの適用領域と関連領域
- VII 社会的責任金融・国際的責任金融ユニバーサルデザイン
- VIII おわりに

## I はじめに

本稿は、公共性および金融の公共性の発展のためには、ユニバーサルデザインの思想と考えが必要であることを示そうとした論文である。そしてこの考えに基づいてユニバーサルデザインの定義と原則を金融分野に応用し、実際に金融ユニバーサルデザインの定義と原則を構想してみたものである。もとよりここでの提案はわたしの案であるので、金融ユニバーサルデザインの趣旨に賛同される方々とともに、これからもこれを改良していきたいと思っている。

以下、第II章「公共性とユニバーサルデザイン」、第III章「ソフトウェアユニバーサルデザイン」、第IV章「金融の公共性の発展指針としての金融ユニバーサルデザイン」と展開して、ユニバーサルデザインの説明とそれがどうして金融の公共性の発展指針となる得るのかについて、明らかにする。そしてこれ以

降, 第V章「金融ユニバーサルデザインの定義と原則」, 第VI章「金融ユニバーサルデザインの適用領域と関連領域」, 第VII章「社会的責任金融・国際的責任金融ユニバーサルデザイン」の順序で, 筆者が構想する金融ユニバーサルデザインの具体的内容について提案したい。<sup>1)</sup>

## II 公共性とユニバーサルデザイン

### ユニバーサルデザインの経緯・背景

ユニバーサルデザイン (Universal Design) とは, わたしたちが日常的に使っている道具類や各種の家電製品, その他多くの工業製品などの物づくりや, 住宅, 建物, 道路, 交通機関, 駅などの街づくりに際して, 高齢者や障がいがある人々もふくめ, すべての人が快適に利用できるようにしていこう, という思想や考え方である。

このような思想を最初に提案したのは, アメリカのノースカロライナ州立大学教授で建築家でもあった故ロナルド・メイス (Ronald Mais) 氏であるといわれている。彼はポリオによる後遺症で車椅子を使用していた障がい者であった。

メイス氏は, 1970年代中頃, 障がい者の立場から全米基準協会の改訂作業やノースカロライナ州の建築基準作りにかかわっていたときに, このような思想を思いついたという。車いすのマークのついたトイレは障がい者専用のものであるが, ベビーカーを押す人や手押し車の人などにも恩恵をもたらすことに気づいたのである。障がいのある人に必要なものは, 実は他の人にとっても必要であると考えた。そして1985年に『デザイナーズ・ウエスト』という雑誌に「Universal Design」と題した一文を掲載した。これがユニバーサルデザインという概念が, 世に誕生した最初であるという。<sup>2)</sup>

彼はノースカロライナ州立大学のユニバーサルデザインセンター (NC State University, The Center for Universal Design) のセンター長を務め, そこを中心として広く活躍していたが, 惜しくも1998年に急逝された。

ユニバーサルデザインの基本思想は, 次のように定義されている。

「製品および環境のデザインは, 改造や特別のデザインを必要とすることなく,

最大限可能な限り、すべての人々が利用できるものであること。」

この定義で、「改造を必要とすることなく」という言葉は、いわゆる「バリアフリー」とは違うことを言い表したものである。いろんな運動能力や知覚機能が衰えている高齢者や障がい者は、生活を送る上でさまざまな困難や障がいと直面する。このような障壁(バリアー)を一つ一つ取り除いていこうというのがバリアフリーである。ところがユニバーサルデザインは、そのような追加費用が高くなる事後的対応策ではなく、設計や開発段階からあらかじめそのような障壁が無いように取りはからっていこうという考え方である。

同様に、この定義にある「特別のデザインを必要とすることなく」という文言は、いろんな障がい者向けの特別仕様の道具や製品、設備で対応するのではないことを示している。これだと費用もかかり高価なものになり、一部の人しか利用できなくなる。それよりも設計や開発段階ですべての人が利用できるようにすれば、社会的な費用も安くなり一般的な普及が可能になる。

したがって、誤解されていることが多いが、ユニバーサルデザインは、高齢者や障がい者のための特別デザインを目指すのではなく、「みんなのためのデザイン(Design for All)」を目標においたものである。

またこの定義には、「最大限可能な限り」という但し書きが挿入されており、この理解についてはいろいろ議論がある。わたしはこれは、状況によっては改造や特別デザインが必要であり、そのほうが望ましい場合もあり得ることを示したものと、理解した。<sup>3)</sup>

ある時点で現実に存在している人間は決して一様ではない。年齢・性別・人種などの多様性、感覚機能・運動機能・筋肉の強さ・体格などの肉体的機能の多様性、知覚能力・認知能力・判断能力・理解能力などの精神的機能の多様性、性格・資質・嗜好などの先天的な多様性、経験・学歴・社会生活体験などの後天的な多様性、宗教・生活文化・食文化などそれ以外の多面的な多様性がある。

経験や学習を積み重ねて健康でたくましい成人がいるとしても、そうではない人の方が圧倒的に多い。子供、老人、女性、妊婦はその点で社会的弱者である。実際にはなんらかの病気や障がいをもっている人の方が普通である。たとえ学習や経験が豊富で健康であったとしても病気や事故にあい障がいをかかえるこ

とになるかもしれない。思わぬ病気から目や耳が不自由になったり、脳や内臓、足などに障がいを負い車椅子を余儀なくされる人も多い。さらに加齢は、確実に人間の知覚能力・認知能力・判断能力・運動能力を衰えさせる。まったくこれらのことがなく一生を終える人間などいない。誰でも程度の差はあれ、障がいと呼べるものはあり、それは個性と能力の差異とっていいものである。

これらのすべての人々が、それぞれの多面的多様性にかかわらず、快適に生活できるようにしようというのがユニバーサルデザインの考えである。どのような状況にあるどのような人であってもすべての人が、最大限可能なかぎり、利用対象物とその利用から利益と満足を得ることができるようにならうという思想である。

ユニバーサルデザインは、人間が道具や製品、建物、周辺環境に合わせるように、あるいはそれを使いこなせるように自分を無理に変革したり適応させたりするのではなく、道具や製品、建物、周辺環境などの利用対象物の方を、多面的な多様性のある人間に従わせようとする原則である。

その根底にある人間観や人間の見方は、これまでの経済学が見落としていたことである。

### 経済学が見落としてきた人間観

これまでの伝統的な経済学は、人間を単純化して、自然法則や物理法則のように社会が動く法則を解明しようとしてきた。そこで描かれた人間は、いつも単純で一様な行動をするものとして取り扱おうとした。そのことで同じような運動や行動をする要素単位を設定して、「純粹の法則」というものを定めたかったからである。例えば、認知能力や行動能力も平均的で一様である人間や、個人的欲望や利害で一様に行動する人間などの設定である。しかしこれは現実に存在している人間を無視したものである。なかにはこの理論を現実に当てはめようとしたり、理論と現実の厳しい相互検証を忘れ、理論どおりに進まない現実が間違っているという人もいる。

近年その反省からかマイクロ経済学の分野で、ゲームの理論、情報の経済学、実験経済学、心理経済学、行動経済学などの研究領域が発展している。また経

経済学の新しい展望と方向性を切り開いたものに、人間の潜在的能力の開発理論、学習人モデルと人間発達学説がある。<sup>4)</sup>

しかし、それらで取り扱われている人間も、わたしの知る限りで、健康で知覚能力も一人前で、自立した判断能力をもった人間である。現実存在している人間の多面的多様性については、わたしほどには重要視していない。

わたしの立場は、多面的多様性をもって現存する人間をそのまま受け入れようとする方法である。健康な人間、学習や経験を深めている人間、他者を思いやる心の強い人間、高度な注意能力や専門能力をもつ人間などあれば、他方で、愚かで弱い人間、いろいろ悩みや病気、障がい、困難を抱えている人間、欲望に弱い人間、注意能力の弱い人間などもある。またいくら健康で知的能力が高いとしても、不測の事故などで思いもかけぬ失敗をしたり病気になったりすることもある。このような現実の人間総体を基本において社会を探求する方法を、わたしは「人間主義的方法論」と名づけた。ユニバーサルデザインの人間観は、このわたしの方法論と合致する。<sup>5)</sup>

### ユニバーサルデザインは公共性の発展指針

このようなユニバーサルデザインの思想と考え方は、公共性を発展させるためになくてはならないものである。

わたしの公共性研究の成果によれば、公共性あるいは公共財とは、そのような固有の性質をもった財を表そうとしたものではなく、人間の集合的な行為様式の多面的な側面を表現しようとした名称である。わたしはそれらの具体的な行為ケースをできる限り多く盛り込むことができるようにするため、共同利用、共同利益、共同制御という、三つの行為側面を一般的・抽象的に表した用語に集約することにして、それを公共性三元論とよんだ。公共性三元論とは、簡単にいえば、みんなのものを、みんなの利益になるように、みんなで制御しようとする集合的行為様式を表現したものである。<sup>6)</sup>

この考えに基づけば、わたしの公共性の定義は、次のようになる。

「不特定多数の人が、利用あるいは利用接近でき、その利用から持続的な利益と満足を得られ、同時に社会や国際社会の持続的発展と調和できるように、利

用対象物と利用方法を制御すること。』

共同利用とは、空間軸と時間軸でみたところの共同利用である。したがってある利用対象物がある時点で誰かと一緒に利用するということと、利用対象物を次から次へと誰かが利用していくということの二つの意味をもつ。共同利益についても同様に、空間軸と時間軸でみる必要がある。空間軸とは、利用する人の個別的利益だけでなく、その利用が広く社会や国際社会全体の発展に寄与することである。時間軸とは、その利益がある時やある世代だけの利益に限定された一過性のものではなく、利用者や社会・国際社会のメンバーが持続的に利益を得るようにしなければならないということである。

したがって、より多くの人々が利用や利用接近できればできるほど、またより多くの人々がそのことから持続的な利益と満足を得られると共に社会や国際社会の持続的発展に寄与できればできるほど、そしてそのように利用や利用方法を制御できればできるほど、この三つの行為側面から評価したところの公共性水準は高まる。

不特定多数の人々が利用するということは、それだけ多面的多様性を有する人々が利用するということになる。利用する人が多数であればあるほど、その多面的な多様性は広がる。したがってその多面的な多様性を有する人々すべてが、利用や利用接近でき、利用対象物とその利用から持続的な利益や満足を得られるようにするためには、それが可能となるように利用対象物と利用方法を制御することが必要になる。

ユニバーサルデザインは、これを実現するために、利用対象物と利用方法の設計、計画、企画、開発、作成、供給、管理、運営にあたっての指針を提供したものである。それゆえ、設計者、供給者、生産者、管理者、運営者の行為指針でもある。

ユニバーサルデザインの提案を公共性の発展指針として受け入れれば、わたしの公共性の定義は次のようになる。

「どのような状況にあるどのような人であってもすべての人が、利用あるいは利用接近でき、その利用から持続的な利益と満足を得られ、同時に社会や国際社会の持続的発展と調和できるように、利用対象物と利用方法を制御すること。』

実際に、駅、街並み、ホテル、公園、公民館、市民会館、病院、学校、交通、道路などの不特定多数の人が利用する共同利用施設に、ユニバーサルデザインは生かされてきた。日本では、建築物について高齢者・障がい者が円滑に利用できることを目指した「ハートビル法」が1994年に制定され(2003年改正)、2000年には「交通バリア法」、そして2005年に国土交通省が「ユニバーサルデザイン政策大綱」を発表し、2006年にはこれらの取組みを包括した「バリアフリー新法」が制定された。また地方自治体でもユニバーサルデザインを生かした「まちづくり条例」が制定されるなどの積極的な取組みが行われてきた。2008年に、政府は新たに「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」をまとめた。これは2004年に決定した「バリアフリー化推進要綱」にユニバーサルデザインの考え方を取り入れたものである。<sup>7)</sup>

近年、自動車、ガス湯沸かし器、シュレッダー、回転ドア、シャッターなどの工業製品の事故が多発し、子供や青年が生命を失ったり大けがをするなどの痛ましい事故が起こっている。ユニバーサルデザインの思想が設計や開発段階で導入され、経営・運営方針に組み込まれていれば、これらの多くの事故は防ぐことができた。

このようにユニバーサルデザインは、どのような状況にあるどのような人であっても、すべての人に使いやすいという利用原則を示したものである。つまり、すべての利用者にとっての個別的利益を最大限に発展させようとする原則である。しかしこのために、わたしの公共性の定義にある「社会や国際社会の持続的発展と調和できる」という共同利益原則は含まれないことになる。

ユニバーサルデザインの開発者もこのことにはふれていて、後ほど紹介するユニバーサルデザイン原則の注記(1)で、ユニバーサルデザイン原則は、「すべての人に使いやすい」という視点でのみ作成されたものであって、実際のデザインに際してデザイナーは、経済性、技術性、文化性、ジェンダー(性差別)、環境への配慮などについても考慮しなければならない、と但し書きをしている。

しかしユニバーサルデザインを公共性の発展指針とするためには、社会や国際社会との調和にも配慮したユニバーサルデザインが必要になる。とりわけ社会的そして国際的な規模でのリスク管理を必要とする金融ユニバーサルデザイ

ンの開発のためには、このことは不可欠である。この問題の解決方法については、後ほど第IV章において提案したい。

### ユニバーサルデザインの定義と7原則

ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンターは、ユニバーサルデザインの定義と7原則を開発して公表した。1995年に最初のものが明らかにされ、その後改訂されて1997年にVersion 2が公表された。本稿で使用したのはこの改訂版である。このホームページによれば、この開発には、建築家、工業デザイナー、エンジニア、技術者、環境デザイン研究者などからなるグループが作業チームをつくって協力したという。<sup>8)</sup>

そのホームページではまずユニバーサルデザインの定義が示され、その次に7原則が詳細に明らかにされている。7原則は、原則名 (Name of the Principle)、原則の定義 (Definition of the Principle)、ガイドライン (Guidelines) という順序で解説されている。原則名とは、「原則の基本的な考えを簡潔に述べたもの」、原則の定義は、「デザインに対する原則の最も重要な指示を簡単に説明したもの」、最後のガイドラインは、「原則に忠実なデザインに必要とされるべき基本要件」との説明がある。

7原則は、①現存するデザインの評価基準として、②デザイン作成過程を導く基準として、③デザイナーと消費者を啓もうするための基準として、適用されるものであるという。

これらのユニバーサルデザイン原則には、前述したように次の二つの注記が示されている。それを訳したものが次のものである。

- (1) 「ユニバーサルデザイン原則は、すべての人に使いやすいデザインという視点でのみ作成されたものであって、実際のデザインはそれ以外のことにも関係する。デザイナーは、経済性、技術性、文化性、ジェンダー（性差別）、そして環境への配慮などについても考慮しなければならない。」
- (2) 「ユニバーサルデザイン原則は、デザイナーに提供するガイダンス(手引き)として、多くの人のニーズに対応できるという特徴をできるだけ多く集めてみたものである。ガイドラインのすべてが、どのようなデザインにも当ては



まるという訳ではない。』

ユニバーサルデザイン研究者のなかには、(1)の但し書きのうち、経済性・審美性・環境への配慮の3点も加えて、ユニバーサルデザインの原則とその評価方法を開発した人もいる。<sup>9)</sup>

ユニバーサルデザインの定義と7原則についてなにか定訳があるかと思い、Webサイトや出版物を調べたが標準的な訳はないようだった。意識することでわかりやすくした解説書もあったが、なかには直訳調で意味不明なものや不適切と思われる訳もあった。金融などのソフトウェアが重要な役割をしめるユニバーサルデザインにも適用できるよう、わかりやすい表現を心がけ自分で翻訳することにした。<sup>10)</sup>

以下、ユニバーサルデザインの定義と7原則についての紀国による対訳である。7原則は、前述したように上から順に、原則名、原則の定義、ガイドラインと並べた。

### ユニバーサルデザイン (Universal Design) の定義

「製品および環境のデザインは、改造や特別のデザインを必要とすることなく、最大限可能な限り、すべての人々が利用できるものであること。」

### ユニバーサルデザイン7原則

原則1：利用は誰にでも公平であること (Equitable Use)。

「デザインは、多様な能力をそなえた人々すべてに有益なものであり、またその人々すべてが求めたくなるものであること。」

(ガイドライン)

- ① すべての利用者に対して同様の手段を提供すること。可能なときはいつでも同一であり、そうでないときもそれと同等のものであること。
- ② どのような利用者に対しても差別したり不愉快な気分させることのないこと。
- ③ プライバシー、安心、安全はすべての利用者均等に提供されるべきこと。
- ④ すべての利用者に魅力あるデザインであること。

原則2：利用に際して柔軟性があること (Flexibility in Use)。

「デザインは、広い範囲で異なる個々人の好みや能力に適合するものであること。」  
(ガイドライン)

- ① 利用方法の選択肢を提供すること。
- ② 右利きあるいは左利きの利用機会と利用にも適合させること。
- ③ 利用者が正確にまた細かいところまで注意が行き届くよう導くこと。
- ④ 利用者のペースに合わせるようにすること。

原則3：簡単にそして直観的に利用できること (Simple and Intuitive Use)。

「利用者の経験，知識，言語能力あるいはその時々集中力のレベルにかかわらずなく，利用方法が容易に理解できるデザインであること。」  
(ガイドライン)

- ① 不必要な複雑さを避けること。
- ② 利用者の予想や直感的理解に一致すること。
- ③ 広い範囲で異なる利用者の読み書き能力や言語能力に適合させること。
- ④ 情報をその重要度に基づいて配置すること。
- ⑤ 操作中および操作完了後も効果的な指示と事後確認を提供すること。

原則4：情報を容易に理解できるように伝えること (Perceptible Information)。

「デザインは、周囲の状況や利用者の知覚能力にかかわらずなく，必要な情報を効果的に利用者に伝達できるものであること。」  
(ガイドライン)

- ① 異なった方法 (画像，音声，触知) を用いて重要情報をくり返し提示すること。
- ② 重要情報とそれ以外の情報を十分に区別できること。
- ③ 重要情報の「読み取りやすさ」を最大にすること。
- ④ わかりやすい説明になるように諸要素を区別すること (言い換えると説明や指示をわかりやすくすること)。
- ⑤ 知覚能力に制限のある利用者が使う多様な技術や装置と両立すること。

原則5：失敗したとしても許容できる範囲であること (Tolerance for Error)。

「デザインは、予期しないあるいは意図しない行為がもたらす危険性や不利な結果を最小にできるものであること。」

(ガイドライン)

- ① 最も利用されている諸要素や最も利用機会のある諸要素ほど、危険性や失敗を最小にできるように諸要素を整えること、すなわち危険性のある諸要素を除外したり、隔離したり、遮へいしたりすること。
- ② 危険性や失敗について警告すること。
- ③ 失敗したとしても安全であること。
- ④ 警戒を必要とする作業において無意識な行為をさせないようにすること。

原則6：身体的負担が少ないこと (Low Physical Effort)。

「デザインは、効率的に、快適に、そして最小の疲労で利用できるものであること。」

(ガイドライン)

- ① 利用者が自然な体勢を保持できること。
- ② 無理のない力で操作できること。
- ③ 行為のくり返しを最小限にとどめること。
- ④ 持続のための身体的負担を最小にすること。

原則7：利用のための接近および利用に適した大きさと空間があること (Size and Space for Approach and Use)。

「利用者の体格、姿勢、移動能力にかかわらず、近づいたり、届いたり、操作したり、使用したりするのに適切な大きさと空間が提供されていること。」

(ガイドライン)

- ① 座ってしようと立ってしようと利用者が重要諸要素をはっきり視認できること。
- ② 座ってしようと立ってしようと利用者がすべての諸部分に楽々と手を伸ばせること。
- ③ 手の大きさや握力のさまざまな違いにも適合できること。
- ④ 介助装置を使ったり人的介助を受けるのに十分な空間があること。

### ユニバーサルデザイン

製品および環境のデザインは、改造や特別のデザインを必要とすることなく、最大限可能な限り、すべての人々が利用できるものであること。

### ユニバーサルデザイン7原則

原則1：利用は誰にでも公平であること。

—デザインは、多様な能力をそなえた人々すべてに有益なものであり、またその人々すべてが求めたくなるものであること。

原則2：利用に際して柔軟性があること。

—デザインは、広い範囲で異なる個々の好みや能力に適合するものであること。

原則3：簡単にそして直観的に利用できること。

—利用者の経験、知識、言語能力あるいはその時々々の集中力のレベルにかかわらず、利用方法が容易に理解できるデザインであること。

原則4：情報を容易に理解できるように伝えること。

—デザインは、周囲の状況や利用者の知覚能力にかかわらず、必要な情報を効果的に利用者に伝達できるものであること。

原則5：失敗したとしても許容できる範囲であること。

—デザインは、予期しないあるいは意図しない行為がもたらす危険性や不利な結果を最小にできるものであること。

原則6：身体的負担が少ないこと。

—デザインは、効率的に、快適に、そして最小の疲労で利用できるものであること。

原則7：利用のための接近および利用に適した大きさと空間があること。

—利用者の体格、姿勢、移動能力にかかわらず、近づいたり、届いたり、操作したり、使用したりするのに適切な大きさと空間が提供されていること。

出所) ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンターが開発したユニバーサルデザインの定義と7原則“The Center for Universal Design (1997). The Principles of Universal Design, Version 2.0. Raleigh, NC: North Carolina State University”を紀国の責任で翻訳。ユニバーサルデザインの定義と原則についての著作権は、NC State University, The Center for Universal Designにある (Guidelines for Use of the Principles of Universal Design January 29, 1999/Revised September 9, 2002の指示2に従った注記)。

### Ⅲ ソフトウェアユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインは、各種の工業製品や道路・駅・交通機関、街並みなど衣食住に関係する人間の作り出した有形利用物の設計・計画・企画・開発・作成・供給・運営思想である。いわゆるハードウェアに対する設計思想であるといえる。

コンピューター用語として発生したハードウェアという言葉は、コンピューター本体などの物理的な機械装置のことであり、ソフトウェアとはその機械装置を動かす方法や操作方法のことであった。しかしそれから派生して今では、ハードウェアとは有形的性格のもの、そしてソフトウェアは無形的性格を有すもの、例えば情報やノウハウ、知識や知的生産物などを表すようになってきた。<sup>11)</sup>

ユニバーサルデザインの提唱者が想定していた利用対象物は、主に、有形利用物を中心としたものである。7つの利用原則において、情報、コミュニケーションという無形利用物、いわゆるソフトウェアも重要視されてはいるが、それは有形物の利用を円滑にすすめるための副次的・補助的な手段としての役割である。そこでは有形物が主で、無形物は従の役割を担うことになっている。したがってユニバーサルデザインは、基本的に、ハードウェアユニバーサルデザインであるということが出来る。本稿の参考文献にあげた資料の多くで紹介されているように、実際にこの方向にそってユニバーサルデザインの研究と実践が、近年急速な進展をみせている。

しかし、このユニバーサルデザイン原則は、無形利用物(ソフトウェア)が中心的役割や重要な部分をしめる教育、行政、財政、政治、金融などの分野にも応用されなければならない。先進国においてはサービス取引はますます拡大しており、ハードウェアユニバーサルデザインだけでなく、ソフトウェアユニバーサルデザインが求められるようになってきている。

行政ユニバーサルデザインにおいて、自治体では、ユニバーサルデザインについての取組みが盛んなところも出ているが、それはまだハードウェアユニ

バーサルデザインが中心である。複雑性を増している年金や年金行政についてソフトウェアユニバーサルデザインが浸透していれば、あるいはユニバーサルデザインにもとづいて年金行政が設計・開発・運営されていれば、年金トラブルのほとんどは防止できた。最近では、Web情報や出版の分野でソフトウェアユニバーサルデザインの開発が進み成果をあげつつある。また弱視の子供のために教科書の文字を読みやすくする「教科書バリアフリー法」が成立したり、カラーユニバーサルデザインの活動なども紹介されるようになってきた。<sup>12)</sup>

金融分野はソフトウェアの代表格である。決済サービス、資産運用・資金調達サービス、保険サービスなどの金融利用行為は、無形的性格が主であって、有形的性格は従という関係にある。金融利用行為や金融行為は、コミュニケーションを基本としたサービス取引である。形のある物をやり取りする訳ではなく、本質的に無形的性格の取引であって、情報や知識、コミュニケーションというソフトウェアが中心的役割を果たし、ハードウェアはそれを効率的・円滑にすすめるための補助手段である。

金融がソフトウェアの代表格といえるのは、次の六つの理由からである。

第1に、金融において基本的な役割を果たす貨幣そのものが、本質的属性として無形的性質のものだからである。

金や銀などの貴金属や紙幣などの貨幣材料の物理的形質はさわって確認したり視認することはできるが、どのような貨幣材料がその役割を担おうと、富の一般的尺度としての貨幣の実体をみることはできない。どこをどうのぞこうと、どうさわろうと貨幣としての本質を目や手で確認することは不可能である。

なぜなら貨幣は富の一般的価値尺度、一般的数量単位、一般的抽象的存在であり、社会全体がそのような役割をなんらかの貨幣材料に与え、そのことを社会全体が承認しているから成り立っているものである。有形の貨幣材料が貨幣としての役割を果たしているとしても、これらの現物を使用しなくても決済的機能は可能である。富の一般的尺度や一般的数量単位としての貨幣の基本的役割は、無形的なままで十分にその役割を果たすことができる。

第2に、科学技術の急速な発展によって、有形物が担っていた貨幣価値の表示や決済、伝達・保管などの機能が無形的性格のデジタル情報に置き換えられ、

高速・効率的に処理されるようになってきているからである。貨幣が本質的に無形的性格であることが、デジタル処理を可能にした。

貨幣価値をデジタル情報として埋め込んだ電子マネーが普及している。クレジットカード決済も広く行き渡り、インターネット銀行も隆盛している。送金や決済機能は、銀行におけるデジタル口座振替えや日銀ネット(日本)、Fedワイヤー(米国)などによって高速にデジタル処理されるようになってきている。証券取引所の売買もデジタル画面の中で成立している。株券などの有価証券類もデジタル保管され現物は必要でなくなっている。貨幣情報はデジタル情報として記帳、伝達、記録、保存されることによって効率的で便利になった。しかし他方では、金融におけるデジタル・リスクやデジタル金融犯罪それにインターネットリスクはかつてないほどに高まっている。

第3に、金融取引においては、有形商品が物理的にやりとりされる訳ではなく、無形的性格の情報を受信し、確認し、認知し、理解し、判断し、選択し、発信し、伝達し、確認することで取引が成立することである。情報とは、文字や記号、数字、画像、音声、触感などで伝えられる事柄である。金融においてやり取りされるのはこのような無形的性格の情報や知識であり、情報や知識そのものが商品であるともいえる。

例えば、決済手段としての金融商品の利用は、決済性口座やクレジットカードなどを利用して、送金、振り込み、引き出しの情報(当人情報・相手先情報・金額情報)を伝達・確認することで成立する。

借入れ手段(資金調達手段)としての金融商品の利用は、借入れ方法と金利・返済方法についての情報提供を受け、適切な方法を判断・選択し、契約意思を表示・発信・伝達・確認することで成立する。同様に、貸付け手段(資金運用手段)としての金融商品の利用についても、貸付け方法(運用方法)と運用収益・回収方法についての情報提供を受け、適切な方法を判断・選択し、契約意思を表示・発信・伝達・確認することで成立する。また上記のいずれにおいても、資金の支払いと受け取りには決済情報の伝達・確認という作業が必要になる。

これらの取引において有形物を受け渡したり操作する作用や能力は不要であり、無形的性格の情報を受け取り、認知し、理解し、判断し、選択し、発信し、

伝達し、確認する作用や能力が必要になっている。形式的な文字や数字、記号などからその意味することを具体的に確認できること、その意味を実際の生活にそくしてイメージできることが重要になり、それらを理解できなかつたらすべてが無意味になる。

第4に、有形の金融行為手段を簡略化する科学技術の発展とともに、無形の金融行為手段がますます重要な役割をしめるようになってきていることである。

無形の金融行為手段とは、金融サービス取引や金融システムをある一定の方向に動くよう制御するための仕組みや規則、ルール、法令や法制度、会計制度、行政制度、税制度、金融制度などのことである。これらが有効に機能することによって金融サービス取引や金融システムは、効率的・円滑に運営される。

いわゆる市場原理というものが有効に機能するには、一つは市場に参加する人間がこのようなルールや規則、制度を熟知し、規範順守意識（いわゆるコンプライアンス意識）が高いこと、二つ目には利用者や専門的職業人としての規範意識や規律・倫理感・責任感が高いこと、三つ目に自分の関係する取引に関して社会的責任の自覚や意識が高いこと、四つ目にこれらの理解や判断に必要な情報が誰にでもわかりやすく開示されていること、この四つが必要になる。このような条件がそろわない状況での市場原理などあり得ないし、そのような状況での市場原理とは、詐欺、虚偽、不正、横領、ギャンブルなどが横行し支配する金融ジャングル地獄や借金地獄でしかない。

またこれらの制度情報は、有形商品でいうところの品質を保全するためのものであり、これによって金融商品の基準や規格が保証されるのである。

第5に、金融についての多種多様な公開情報によって金融システムは動くとともに、それによって機能しているからである。

公開情報を公表元や公表手段で分類すれば、マスコミ情報、広告情報、新聞情報、出版情報、Web情報、金融仲介機関の公開情報、金融行政機関の公開情報、官報情報などがある。また、情報対象で分類すれば、金融商品情報、価格や金利・相場変動についての情報、株価に影響する企業に関する情報、金融仲介機関についての情報、金融政策についての情報、価格を変動させる一般の政治・経済についての情報などに分けることができる。



これらの公開情報は、金融取引に関係しているさまざまな利用者の金融行為に影響をおよぼし、その心理、感情や判断、予想、選択、決定を左右する。このような情報にもとづいて金融取引が成立し、さまざまな相場（市場価格）が形成されていく。したがってこれらの情報が、誤っていたり、偏っていたり、操作されていれば間違った価格が形成されることになり、金融取引にいろんな混乱や悪影響をおよぼす。

金融取引の規模が拡大しそれに参加する層が広がるにつれて、これらの金融公開情報によって金融システムや相場が左右される度合いが大きくなる。そうなればなるほど、それらの情報の作成や伝達などに関係する人間やそれに影響を及ぼすことのできる人間が、特権的情報や内部情報を利用したり、情報加工や情報偽装などの情報操作によってたやすく利益をあげることができるようになる。

政治家、官僚、マスコミ関係者、報道関係者、取引所関係者、金融仲介機関、金融行政機関において、内部情報を利用した不正取引(インサイダー取引)の誘惑が拡大するのである。前述した①法令順守意識(コンプライアンス)、②規律・倫理感・責任感、③社会的責任の自覚や意識の三つを備えた金融情報関係者が育たなければ、金融システムは特権的専門家や特権的情報関係者などの情報強者が、一般の金融取引参加者や情報弱者から利益をかすめ取るだけの不公正な略奪市場となる。<sup>13)</sup>

第6に、金融仲介機関や金融行政機関の役割や業務内容においても無形的性格が増大していることである。

銀行、証券、保険、資産運用会社などの金融仲介機関は、モノづくりではなく資金移動や資金貸借の仲介が中心業務であるが、通信やコンピューター技術などの急速な発達により、ますますデジタル化した資金情報の管理と操作、顧客情報の管理と操作、金融商品情報や説明情報の発信、資産運用アドバイス情報の発信というような業務の比重が増大している。店舗をもたなくても営業が可能なインターネット銀行やネット証券では、このような情報操作がその業務のほとんどを占めるようになっている。

規制や監督にあたる金融行政機関においても、これを反映してデジタル化し

た業務情報や財務情報の検査や監査が必要になるとともに、規制のルールや監督原則などの情報発信、法令解説情報の発信、金融消費者向け啓もう情報の発信などが重要業務になりつつある。<sup>14)</sup>

#### Ⅳ 金融の公共性の発展指針としての金融ユニバーサルデザイン

公共性とは、共同利用、共同利益、共同制御という多元的な集合的行為様式を表現しようとした概念であることについては、前述したとおりである。したがって公共性あるいは公共財と称されるものは、自然界や社会などわたし達の身の回りにふんだんに存在して、わたし達の生活を支えている多くのものである。

この公共性についての定義は、金融における公共性的性格についても、よりいっそう当てはまる。

金融とは、不特定多数の人が、ある共通の貨幣を一般的富と価値尺度の手段として認め、それによってどのようにも使える万能道具性を与えられた貨幣を、決済、資金調達と運用、保険などのサービスで相互に利用しあうことで成り立っている。

金融サービスは、ますます日常の生活や人生のライフプランに欠かせないサービスになっている。決済サービス、資金調達サービス、資金運用サービス、保険サービスなどとまったく無関係に生活を送ることのできる人はいない。

決済サービスとは、例えば、モノやサービスとの交換での現金の支払いと受取り、公共料金の自動支払いや給与の振り込みなどの決済性預金口座を利用した支払いや受け取り、電子マネーやクレジットカード決済、インターネット銀行を利用した支払いや受け取り、外貨の受け渡しによる外国為替決済などの金融取引のことであり、これらの金融サービスによってわたし達の生活は支えられている。資金調達サービスは、企業の設備投資資金や運転資金の確保、そして個人にとっては自動車ローン、教育ローン、住宅ローンなどのように必要なものの即時入手を可能にする。さらに預貯金、投資信託、証券、株式などの金融商品、外貨建金融商品などの資金運用サービスによって、生活準備金や貯蓄を確保できる。生命保険、傷害保険、損害保険、年金保険などの保険サービス

によって、生活やビジネスなどにおける安心や安全を確保できる。

ただし金融の公共性的性格には、利用対象物の特性に由来する次の六つの性質がある。

第1に、金融は、社会的・国際的な範囲にわたって広域利用のそして高密度利用の公共財である。

金融における共同利用的性格は二つの面から高度であり、金融の自由化・国際化の進展および通信技術とコンピューター技術の性能向上ともに、ますますその様相を強めている。

一つは金融利用における外延的連関性とよべるものであるが、決済金融、資金調達金融・資金運用金融、保険金融における取引関係での結びつきやつながりの距離や範囲が長くて広くなり、その地域的・地理的範囲が社会的にとどまらず国際的な規模で拡大していることである。

二つ目は金融利用における内包的連関性といえるものであるが、それらの取引が頻繁に繰り返し利用されることによって利用密度が濃くなり、取引関係の結びつきやつながりが、太く、厚く、速くなっていくことである。通信技術とコンピューター技術の性能向上とともに、その連関の多重性、大容量性、高速性はますます高まっている。

第2に、金融は、情報とコミュニケーションという無形材料で組み合わされたソフトウェア公共財である。

金融における主たる利用対象物が情報という無形的性格を中心としたものであることについては、すでに前章の第Ⅲで詳しく述べた。

前述したように、金融システムは、情報とそれによって形成された信用という不安定な結び目で組み合わされた脆弱なシステムであり、それゆえ不確かな情報によって壊れやすいシステムである。したがって金融は、「不安定で壊れやすい公共財」である。

またこれも前述したように、金融システムは、情報強者が、情報操作(情報加工、情報偽装、情報詐欺、内部情報の利用など)によって容易に不正利益を獲得しやすいシステムであり、その誘惑に遭いやすいシステムである。そしてそれにより情報弱者が不正や詐欺によって収奪されやすいシステムである。し

たがって金融は、「情報利権と情報格差がまん延する公共財」である。

以上述べたこの二つの性質が現実中存在することについては、リーマンブラザーズ破たんにつながる今回の世界金融危機が、わたし達の目の前でまるでドラマを見ているかのように実証的に示して、わたし達を驚かせた。

第3に、金融は、リスクを内包した危ない公共財である。

金融という共同利用財には、その本質的要素としてリスク（損失の可能性）が内包化（内在化）しているからである。

通常的一般有形商品は、リスク（経済的損失や身体的損傷などの可能性）がないことを前提として販売されている。事故が多発するようになったとしても、リスクの無いことが当然のこととして取引されている。しかし、これらの一般の商品と異なり、金融商品や金融サービスは、リスクが含まれていることを前提として取引が行われるという特徴をもつ。とりわけ資産運用や資金調達などにかかわる金融商品についてはそうであり、そのことで思わぬ損失を招く場合が多い。

さらにこのような個々の利用者がそれぞれの取引で被る個別的損失だけでなく、これらのリスクが金融仲介機関に集中し、社会的・国際的な規模でのリスク連関が拡大しては破綻し、繰り返し金融恐慌を引き起こしては、社会や国際社会に莫大な損失をもたらしてきたのである。

第4に、金融は、リスク管理を必要とする公共財である。

したがってこれらのリスクを適切に管理しなければ、金融における持続的利益はもたらされないことになる。金融の共同利用によって発生するとされる金融の共同利益は、適切な金融リスク管理によって保証される。規制、監査、監督・監視、法令制定などの多様な方法や手段でのリスク管理費用の負担が必要になるのである。

金融リスク管理の種類と方法を分類すれば、(イ)個別的リスク管理、(ロ)社会的リスク管理、(ハ)国際的リスク管理の三つに大別できる。これらは、金融リスクの発生範囲とリスク管理の責任範囲で分類したものである。(イ)→(ロ)→(ハ)と進むごとに、金融リスクの発生範囲とリスク管理責任範囲は拡大する(図1参照)<sup>15)</sup>

個別的リスク管理とは、個人、企業、団体、金融仲介機関などの金融システ

図表1 金融におけるリスク管理の分類

(イ) 個別的リスク管理
(a) 個別的金融リスク管理
(b) 個別的国際金融リスク管理
(ロ) 社会的リスク管理
(c) 金融システムリスク管理
(d) 社会システムリスク管理
(ハ) 国際的リスク管理
(e) 国際金融システムリスク管理
(f) 国際社会システムリスク管理

出所) 筆者作成

ムの要素単位が、個別単位としての持続可能性を高める金融リスク管理のことである。これは (a) 個別的金融リスク管理と、(b) 個別的国際金融リスク管理の二つに分類できる。国境や通貨をこえた金融取引が拡大していけば、それによって発生するカントリーリスクや外国為替リスクなどの国際金融リスクの管理も要素単位に求められるようになる。これが (b) の個別的国際金融リスク管理である。

社会的リスク管理は、金融リスク管理の目標の違いによって、(c) 金融システムリスク管理と (d) 社会システムリスク管理に分類できる。これらはいずれも、社会的な目標値を設定して実施されるリスク管理である。

国際的リスク管理も、金融リスク管理の目標の違いによって、(e) 国際金融システムリスク管理と (f) 国際社会システムリスク管理の二つに分類できる。これらはいずれも、国際的な目標値を設定して実施されるリスク管理である。

(c) の金融システムリスク管理とは、国民金融システムのシステムとしての持続可能性を高めるリスク管理のことである。とりわけリスクの集中する金融仲介機関には、個々の自主的なリスク管理に加えて、法令や規制などによって強制的なリスク管理基準が定められており、その規制・監督に服さなければならない。金融システムリスク管理の必要性から、多様な規制・監督当局や金融行政機関が登場して、金融システムの要素単位に加わる。

(e)の国際金融システムリスク管理とは、国民金融システムによって構成された国際金融システムの、システムとしての持続可能性を高めるリスク管理のことである。国境をこえてリスクが集中する国際的な規模の金融仲介機関には、個々の自主的なリスク管理に加えて、法令や規制、条約などにより強制的なリスク管理基準が定められており、本国や現地国の規制・監督に服さなければならない。国際金融システムリスク管理の必要性から、複数国の多様な規制・監督当局や金融行政機関が登場して、国際金融システムの要素単位に加わる。

これらのいずれのリスク管理も、システムの要素単位がリスクを容易に認知でき、それを自分で持続的に負担できる範囲に抑制できればできるほど、システムとしての安全性・健全性は増す。後ほど述べるリスク情報の表示と開示が、必要不可欠になるのである。

(d)の社会システムリスク管理とは、国民社会システムのシステムとしての持続可能性を高めるリスク管理のことであり、(f)の国際社会システムリスク管理は、国民社会システムによって構成された国際社会システムの、システムとしての持続可能性を高めるリスク管理のことである。

これらのリスク管理は、これまで金融リスク管理の対象や目標になっていなかったが、金融は社会システムや国際社会システムのシステムとしての持続可能性に責任をもたなければならない。

これらのいずれのリスク管理も、地球温暖化、環境汚染、貧困、内乱、戦争などの社会システムの持続性を危うくする要因を抑制でき、人類社会の持続的な幸福を支え、それに必要な社会的責任費用を負担できる金融システムを創出することが目的である。

第5に、金融は、社会や国際社会に対して強大な影響力と支配力をもつ恐い公共財である。

金融は、財政と同じように富の分配と再分配の機能をもつものであるが、その範囲と規模は一国の国民経済や国家財政をはるかに凌ぐほどのものだからである。したがって富裕層や強大な資金力をもつ金融仲介機関が、投機や情報操作などによって、市民や社会からそして力の弱い者や国から富を収奪する公共財にもなる。アジア通貨危機のときのように、投機の対象として弱い国を収奪

してその国の金融システムや社会システムの存続を困難にさせたり、今回の世界金融危機で明らかになったように、国際金融システムや国際社会システムのシステムとしての存続を困難にするほどの強大な影響力をもつのである。

個別的利益は社会的利益と調和を図ってこそ、共同利益であることが認定される。ある特定の個別的利益だけが肥大化していけば、それは金融が市民や社会から富を不当に収奪したことと同じである。

第6に、金融は、社会的責任金融制御と国際的責任金融制御を必要とする公共財である。

社会的責任金融制御とは、公正で正当な富の分配と再分配により金融システムと社会システムの持続的発展を実現できるように、金融の働きや作用を多様な方法や手段で制御することである。同様に国際的責任金融制御とは、公正で正当な富の国際的分配と再分配により国際金融システムと国際社会システムの持続的発展を実現できるように、国際金融の働きや作用を多様な方法や手段で制御することである。

この社会的責任金融制御の要に位置するのが、社会的責任金融情報の表示と開示、そしてそれにもとづく社会的責任金融評価と選択である(図表2参照)。

社会的責任金融情報とは、リスク情報と社会的責任情報から構成されており、図表2において( )で囲んだ部分である。

リスク情報とは、決済をふくめた貨幣の利用者が金融取引に着手する際に、どのようなリスクがあるのかについて予測ができ、あらかじめその対応策を準備できるように必要にして重要な情報のことである。社会的責任情報とは、自分のお金がどのように正しく社会で使われ、どのように役だったのかを知るために必要にして重要な情報のことである。前者をわたしは、社会的正当性情報、後者を社会的有益性情報と名づけた。

社会的責任金融情報の表示とは、図表2における①と②のことであり、価格情報(金融においては金利や利回り情報など)や利用情報などと同じように、リスク情報と社会的責任情報を商品やサービスそして金融商品や金融サービスの現物や本体それに契約書などに、表示することである。

①の商品・サービスについてのリスク情報は、製造物責任制度(PL法)で義

図表2 社会的責任金融情報の表示と開示

- |   |
|---|
| ① 商品・サービス情報+価格情報+利用情報+(リスク情報+社会的責任情報)   |
| ② 金融商品・サービス情報+価格情報+利用情報+(リスク情報+社会的責任情報) |
| ③ 経営情報+利用情報+(リスク情報+社会的責任情報)             |
| ④ 金融経営情報+利用情報+(リスク情報+社会的責任情報)           |
| ⑤ 行政情報+利用情報+(リスク情報+社会的責任情報)             |
| ⑥ 金融行政情報+利用情報+(リスク情報+社会的責任情報)           |

注) 筆者のいう社会的責任金融情報は( )で示した部分である。  
出所) 筆者作成

務づけられている。社会的責任情報とは、原産地表示、環境負荷表示(エコ表示)、適法表示などのことである。<sup>16)</sup>

②の金融商品・サービスにおいて、リスク情報は金融商品取引法において不十分ながらも義務づけられたが、社会的責任情報の表示は、エコ預金や社会的責任投資ファンド(SRIファンド)などの特別な金融商品にとどまっている。

社会的責任金融情報の開示とは、企業、金融仲介機関、行政機関、金融行政機関が、リスク情報と社会的責任情報について定期的に情報公開することであり、図表2における③④⑤⑥がそれにあたる。<sup>17)</sup>

企業や金融仲介機関においては、リスクやリスク管理体制についての情報、そして環境対応の取組みや法令順守の取組みなどについての情報を開示することである。企業や金融機関は、このような情報開示に加えて、前述した提供する商品・サービスや金融商品・サービスについての情報表示も必要になり、その果たす役割は二重となる。

行政機関や金融行政機関のリスク情報とは、監督対象である企業や金融機関のリスクやリスク管理状況、そしてその監督状況について情報発信することである。またそれらの社会的責任の取組み状況とその監督状況について情報発信することである。さらに、みずから担っているリスクやそのリスク管理状況、そして自ら環境や法令順守などの社会的責任を達成するために取り組んでいることについての情報発信も必要になり、行政機関や金融行政機関の情報発信の取組みは二重になる。



社会的責任金融評価と選択とは、上記の情報にもとづいて金融利用者が評価と選択を行い、上記の基準に照らして良質な商品やサービスおよび良質な企業や金融仲介機関を応援していくことである。

ただし、このような作用が有効に働くためには、表示情報と開示情報が正確で真実であること、そしてそれについての専門家による認証、検査、監査が有効に機能していることが不可欠となる。しかし、現実には情報表示の不当表示や偽装、情報開示の粉飾が相次いで発覚しており、認証と監査の有効性と質を高めることが重要な課題になっている。<sup>18)</sup>

同様に、国際的責任金融制御の要に位置するのが、国際的責任金融情報の表示と開示、そしてそれにもとづく国際的責任金融評価と選択である(図表3参照)。国際的責任金融情報は、リスク情報と国際的責任情報から構成されており、図表3において( )で囲んだ部分である。

リスク情報とは、国境をこえてあるいは外貨に交換してお金を支払ったりするときに、対価となる国際商品・サービスのリスクを知るために必要にして重要な情報のことである。国際的責任情報とは、自分のお金が国境をこえてあるいは外貨に換えられて、社会や国際社会でどのように正しく使われ、どのように役だったのかを知るために必要にして重要な情報のことである。前者は、社会的・国際的正当性情報、後者は、社会的・国際的有益性情報である。

国際的責任金融情報の表示とは、価格情報(金融においては金利や利回り情報など)、利用情報などと同じようにリスク情報と国際的責任情報を、国境をこえて生産・流通している商品やサービス、そして国境をこえたあるいは外貨に転換された金融商品や金融サービスの現物や本体そして契約書などに、表示することである。図表3における①と②のことである。

国際的責任金融情報の開示とは、国境をこえて営業している企業、金融仲介機関、そしてそれに対して規制・監督責任を有する行政機関や金融行政機関が、複数国の社会的責任基準や国際的責任基準を満たしているかどうかについて、その取り組みや達成状況について定期的に情報公開することであり、図表3における③④⑤⑥がそれにあたる。

国際的責任金融評価と選択とは、国境をこえたあるいは外貨との交換を通じ

図表3 国際的責任金融情報の表示と開示

- |   |
|---|
| ① 国際商品・サービス情報+価格情報+利用情報+(リスク情報+国際的責任情報)   |
| ② 国際金融商品・サービス情報+価格情報+利用情報+(リスク情報+国際的責任情報) |
| ③ 国際経営情報+利用情報+(リスク情報+国際的責任情報)             |
| ④ 国際金融経営情報+利用情報+(リスク情報+国際的責任情報)           |
| ⑤ 国際行政情報+利用情報+(リスク情報+国際的責任情報)             |
| ⑥ 国際金融行政情報+利用情報+(リスク情報+国際的責任情報)           |

注) 筆者のいう国際的責任金融情報は( )で示した部分である。

出所) 筆者作成

での決済機能や運用・調達機能、保険機能において、上記の情報にもとづいて金融利用者が国際的な範囲で評価と選択を行い、上記の基準に照らして良質な商品やサービスおよび良質な企業や金融仲介機関を応援していくことである。

このようにして金融システムの要素単位が、社会的リスク管理費用と国際的リスク管理費用をふくむ社会的責任費用と国際的責任費用を負担するようにして、金融システムと社会システムのシステムとしての持続的利益を増進させていく創造的金融活動を、わたしは社会的責任金融（SRF：Socially Responsible Finance）と名づけた。それを定義すると次のようになる。決済金融や運用・調達金融、保険金融などの金融サービスにおいて、その担い手がそれぞれの役割において社会的責任を果たすとともに、おたがいに作用や影響を及ぼしあつて、社会的責任基準とその実現性を高めていく創造的金融活動である。社会的責任基準とは、金融システムリスク管理と社会システムリスク管理の具体的目標と目標値のことである。

同様に国際金融システムの要素単位が、(e)の国際金融システムリスク管理と(f)の国際社会システムリスク管理の適切なリスク管理費用を負担して、システムとしての持続的利益を増進させていく創造的金融活動を、国際的責任金融（IRF：Internationally Responsible Finance）とわたしは名づけた。それを定義すると次のようになる。国際決済金融や国際的な運用・調達金融、国際的な保険金融などの国際金融サービスにおいて、その担い手がそれぞれの役割に

において国際的責任を果たすとともに、おたがいに作用や影響を及ぼしあって、複数国の社会的責任基準や国際的責任基準の実現性を高めていく創造的金融活動である。国際的責任基準とは、国際金融システムリスク管理と国際社会システムリスク管理の具体的目標と目標値のことである。

前述した公共性についてのわたしの定義は金融の公共性にも当てはまるが、以上に述べた金融の公共性の特性を踏まえれば、よりいっそう社会や国際社会の利益の実現性を必要とするものになる。この趣旨を盛り込めば、金融の公共性は次のように定義される。

「不特定多数の人が、金融と国際金融を利用あるいは利用接近でき、その利用から持続的な利益と満足を得られ、同時に社会や国際社会の持続的発展を実現できるように、金融と国際金融における利用対象物と利用方法を制御すること。」

公共性がユニバーサルデザインを導入することによって発展すること、ユニバーサルデザインは公共性が発展するための基盤的条件であることについては第Ⅱ章で述べた。では以上のような六つの公共財としての性質をもった金融に対して、どのようなユニバーサルデザインが求められるのであろうか。金融ユニバーサルデザインが、どのようなユニバーサルデザインでなければならないかについて考えてみた。

第1に、金融が社会的・国際的広域利用のそして高密度利用の公共財であるので、金融ユニバーサルデザインはより広範囲の多面的多様性に対応できるユニバーサルデザインでなければならないことである。

ユニバーサルデザインは、どのような状況にあるどのような人であれ、「すべての人に使いやすい」という利用原則を示したものであり、すべての利用者にとっての個別的有益性を最大限に発展させようとする原則である。

このようなユニバーサルデザインの思想を導入することによって、金融は、利用者身近でやさしい存在になり、利用者に対して権威的にそびえたつものであることを抑制される。

第2に、金融はソフトウェア公共財であるので、金融ユニバーサルデザインは、どのような状況にあるどのような人であってもすべての人が、金融に関する情報を容易に理解できるユニバーサルデザインでなければならないことで

ある。金融ユニバーサルデザインは、多面的多様性を有するすべての人にとっての「みえる金融」と「わかる金融」を実現しようとするものである。<sup>19)</sup>

第3に、金融はリスクを内包した公共財であり、リスク管理を必要とする公共財であるので、金融ユニバーサルデザインは、どのような状況にあるどのような人であってもすべての人が、容易にリスク管理できるユニバーサルデザインでなければならないことである。

したがってそのリスク管理に必要な情報が容易に取得でき、また誰もが簡単に理解できるものであることが必要になる。金融ユニバーサルデザインは、リスク情報についての、「みえる金融」と「わかる金融」を実現しようとするものである。

第4に、金融は社会や国際社会に対して強大な影響力や支配力をもつ公共財であり、それらの制御を必要とする公共財であるので、金融ユニバーサルデザインは、どのような状況にあるどのような人であってもすべての人が、社会的責任金融制御や国際的責任金融制御に容易に参加できるユニバーサルデザインであることを必要とする。

このためには、社会的責任情報と国際的責任情報を誰もが容易に理解でき、たやすく評価・選択できることが必要不可欠になる。金融ユニバーサルデザインは、社会的責任情報と国際的責任情報についての「みえる金融」と「わかる金融」を実現しようとするものである。

金融ユニバーサルデザインは、利用者のためのユニバーサルデザインだけでなく、社会的正当性や社会的有益性、国際的正当性や国際的有益性との調和にも配慮したユニバーサルデザインでなければならない。このことによって金融ユニバーサルデザインは利用者によさしいだけでなく、市民や社会そして国際社会(地球)に対してもやさしい存在になり、それらに対して脅威であることを抑制されるようになる。

ただし第Ⅱ章で述べたように、このような社会的利益や国際的利益との調和という発想は、ユニバーサルデザインの定義と原則には元々ないものである。しかし前述したように、社会的そして国際的な規模でのリスク管理を必要とする金融ユニバーサルデザインにおいて、この発想は不可欠である。この問題は、

ユニバーサルデザインの情報デザイン原則で取り扱われる「情報」に、リスク情報と社会的責任情報・国際的責任情報をふくめることによって、解決可能である。金融ユニバーサルデザインがソフトウェアユニバーサルデザインであることが、このことを可能にした。これを盛り込んだ金融ユニバーサルデザインの原則については、次章で提案したい。

金融ユニバーサルデザインを導入すれば、わたしの金融の公共性の定義は次のようになる。

「どのような状況にあるどのような人であってもすべての人が、金融と国際金融を利用あるいは利用接近でき、その利用から持続的な利益と満足を得られ、同時に社会や国際社会の持続的発展を実現できるように、金融と国際金融における利用対象物と利用方法を制御すること。」

#### 注)

1) ユニバーサルデザインとわたしの出会いは、衝撃的なものだった。今でもその状況が鮮明によみがえるが、2005年2月10日、妻の裕子がふとユニバーサルデザインについて特集した婦人雑誌を見せてくれた。寝ころんで何気なくページを繰っていたわたしは、突然、弾かれたように飛び起きた。公共性についてより具体的で目に見える原則、わたしが求めてやまなかった原則が掲載されていたのである。公共性についての学界の抽象的で実生活からかけ離れた議論に嫌気を覚え、なんとかそこから脱却しようともがいていたわたしにとっては頂門の一針であった。それから2週間、なにかに取り付かれたように興奮して、妻に金融ユニバーサルデザインのアイデアを早口で次から次へとしゃべり続けた。妻は一言も漏らさまいと懸命にその内容を速記してくれた。これらのメモが今回の研究の出発点になった。

このような機会を提供してくれたことについては、妻とともにもう一人、高知大学人文学部社会経済学科の学生であった吉岡邦廣くんに感謝しなければならない。吉岡君は、本学に入學してすぐに失明したが、懸命なトレーニングのすえ本学に復帰し、全盲という障がい克服し、優秀な成績で本学を卒業した。彼の在学中、わたしは彼の就学をサポートする支援委員会委員長として、ボランティアで参加してくれた有志の教員メンバーと協力して、条件整備などの支援にかかわってきたのである。ひた向きで誠実な彼との交流からは、今回の論文につながる多くのことを学んだ。妻が上記の婦人雑誌を見せてくれる幸運に巡り合えたのも、この交流が縁である。

2) ユニバーサルデザインの経緯・背景については、ロンメイス氏およびその関係者に直接の聞き取り調査をした川内氏の次の文献に依拠している。川内美彦 [2001] 『ユニバーサル・デザイン:バリアフリーへの問いかけ』, 同 [2007] 『ユニバーサル・

デザインの仕組みをつくる—スパイラルアップを実現するために』。

- 3) この原文は、「The design of products and environments to be usable by all people, to the greatest extent possible, without the need for adaptation or specialized design.」である。川内氏によれば、「最大限可能な限り (to the greatest extent possible)」という文言が、「すべての人」を修飾するのか、それとも「製品・環境」にかかるのかという点について、ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンターの出版物では、また日本語訳でも、二つの異なる理解があるという。そして川内氏は、「理念的な最終ゴールとしては対象の人を限定するものであってはならないはず。従って、本来的な対象は『すべての人』であり、“to the greatest extent possible” は製品・環境にのみ係ると考えるほうが妥当だと、わたしは考えます。」と主張してその視点に基づく定義を示している。川内美彦 [2007] 『ユニバーサル・デザインの仕組みをつくる—スパイラルアップを実現するために』 pp. 8~11。

しかし私見では、どう考えてもこれは「すべての人」と「その利用」を修飾しているとは考えられない。わたしは、理念的な最終ゴールであっても、改造や特別デザインを必要とする場合があることを、この挿入文が示したのではないかという結論に至った。この点については妻裕子との意見交流の成果に依る。

- 4) 経済学において、人間の潜在的な能力の開発と実践の功績に対して、1998年にアマルティア・セン氏にノーベル経済学賞が贈られた。しかしそれよりもずっと以前から池上惇氏 (京都大学名誉教授) は、学習人モデルと人間発達モデルでそのような方法論を理論的に開拓し、経済学の新しい境地を先駆的に切り開いてきていたのである。これらの研究方法は、人間の理性的行為の側面に注目し、人間が賢くたくましく成長していくことに展望を見いだそうとするものである。

しかしわたしは、このような行為側面の意義を高く評価しながらも、それよりもっと広く現実の人間を多面的にとらえようとする点で異なっている。池上氏は、発達保障という条件整備の重要性を強調するが「人間の享受能力の発達」と主張して、どちらかといえば人間の方に重点を置くのに対して、わたしの立場は、どのような状況にあるどのような人でも享受できるようにしようと、いわば「享受手段や享受環境」の方をより重視するのである。

- 5) 「人間主義的方法論」という視点は、次の拙稿で明らかにしたものである。紀国正典 [2006] 「国際金融システム論 (2)—金融におけるシステム論的方法の展開—」。
- 6) 公共性についてのわたしの研究にもとづいた意見である。わたしの公共性研究は、紀国正典 [1999] 「公共性と公共性諸学説—国際金融システムの規範的方法の検討 (1)—」に始まり、紀国正典 [2009] 「金融の公共性と社会的責任金融・国際的責任金融」まで続いた。
- 7) 日本経済新聞「政府、バリアフリーで新要綱：施設や商品へ普及目指す」2008年3月28日付け。
- 8) ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター (The Center for Universal Design) ホームページ：http://www.design.ncsu.edu/cud。

- 9) 中川聡氏は、ユニバーサルデザインの評価原則の付則として、付則1「長く使えて経済的である」、付則2「品質が優れていて美しい」、付則3「人体や環境にやさしい」という三つの評価原則を開発した。中川聡監修 [2002] 『ユニバーサルデザインの教科書』、同 [2005] 『ユニバーサルデザインの実践マニュアル』。
- 10) 翻訳にあたっては、できる限りわかりやすい日本語になるように努めた。しかも原文に忠実にそのニュアンスが伝わるよう配慮した。このため意識し過ぎるのも控えた。

7原則の内の、原則1についての定義の英文は、「The design is useful and marketable to people with diverse abilities.」である。Marketable については、「市場性がある」「市場がある」あるいは「需要がある」「よく売れる」などという訳が望ましいかもしれない。生前のロナルド・メイス氏に直接のインタビューを経験した川内氏は、メイス氏がユニバーサルデザインにおけるマーケティングの重要性を主張し、「商売として実際に成り立つ」ことを強調していたことを紹介している(川内美彦 [2001] 『ユニバーサル・デザイン：バリアーフリーへの問いかけ』 pp. 91～92)。ある特定の障がい者向けの特別仕様のもはどうしても高価になる。すべての人が利用できるようにすることで安価にしたいことが念頭にあったのかもしれない。ガイドラインでも、「魅力的なデザイン」であることが要求されている。

しかしながら、有形物だけでなく、無形的性格を中心とするソフトウェアユニバーサルデザインにも適用できるようにするため、これを「人々すべてが求めたくなるもの」と訳した。

また、原則5の原則名の英文「Tolerance for Error」について、「失敗について寛容であること」と訳している文献やWebサイトが多い。これだと日本語では、失敗に至る経過全体を大目にする、あるいはリスク管理についてもあいまいでいような意味合いが出てしまう。だがガイドラインの説明は、厳格で緻密なリスク管理を事前に施すことによって、失敗しても大きなダメージにならないことを求めたものである。toleranceには、「許容できる程度」という意味もあるので、「失敗したとしても許容できる範囲であること」という訳にした。こうすればリスクを本質的にもなう金融利用におけるユニバーサルデザインにふさわしい訳になる。

なお、できる限りわかりやすい表現になるように訳文をくりかえし改訂したが、その過程で何度も妻裕子に読んでもらい、そのアドバイスを参考にした。

ユニバーサルデザインは次の提唱者たち(アルファベット順)によって完成された。Bettye Rose Connell, Mike Jones, Ron Mace, Jim Mueller, Abir Mullick, Elaine Ostroff, Jon Sanford, Ed Steinfeld, Molly Story, and Gregg Vanderheiden である (Guidelines for Use of the Principles of Universal Design January 29, 1999 / Revised September 9, 2002の指示4に従った注記)。

- 11) コンピューターとインターネットによって形成される情報化社会を、ソフトウェアと学習という視点から考察した研究成果が、池上惇氏の次の文献である。池上惇 [1985] 『情報化社会の政治経済学』、池上惇 [1996] 『マルチメディア社会の政治

と経済』。

- 12) Web情報におけるユニバーサルデザインの開発は、次の文献にあるように目覚ましい成果をあげている。C&C振興財団編・アクセシビリティ研究会編 [2003]『情報アクセシビリティとユニバーサルデザイン』、濱川智・株式会社カレン [2006]『Webビジネスのためのユニバーサルデザイン成功の法則65』、Michael G. Paciello・ソシオメディア株式会社監訳 [2002]『ウェブ・アクセシビリティすべての人に優しいウェブ・デザイン』。出版ユニバーサルデザインでも次のように開発成果が出ている。出版UD研究会編 [2006]『出版のユニバーサルデザインを考える』。カラーユニバーサルデザインの活動も、次の報道にあるように活発である。日本経済新聞「色弱者の立場から物の見やすさ追求：カラーユニバーサルデザイン機構副理事長」2008年8月10日付け、高知新聞「誰もが見やすい工夫を：色弱者に配慮の用具続々」2009年3月31日付け。教科書バリアフリー法は、2008年6月に成立した。
- 13) イギリスの金融規制・監督機関である金融サービス機構(FSA)の調査によれば、インサイダー取引の疑念はM & Aの1/4にもなるという。米国においても大手金融機関のインサイダーグループの摘発が相次いだ。日本においても、ライブドアと村上ファンドのインサイダー事件、野村証券のM & A担当部門でのインサイダー摘発、NHK、日本経済新聞社でも発覚した。日本経済新聞「再燃インサイダー取引：米名門金融も温床に：ファンドに疑念増殖」2007年7月11日付け、日本経済新聞「インサイダー防止へ各国連携：M & Aの1/4で株価不自然な動き：英FSA会長に聞く」2007年7月25日付け。
- 14) 金融庁は、人的裁量規制をやめ、英金融サービス機構(FSA)を見習って、明確な法令ルールと基本原則の情報発信、検査・監督方針などの情報発信の強化と対話にもとづいた新たな規制・監督制度に踏み出した。金融庁『金融規制の質的向上に向けて』2007年9月、日本経済新聞「金融機関に14原則：利用者へ明確な情報/健全財務維持など：金融庁提示、監督の土台に」2008年2月4日付け。
- 15) 金融リスクの発生範囲と責任範囲が拡大していくことについては最初に次の拙稿で示した。紀国正典 [1999]「国際金融システムと金融制御」。その後、紀国正典 [2009]「金融の公共性と社会的責任金融・国際的責任金融」で改訂してその範囲を広げた。
- 16) 商品やサービスに、フードマイレージ、エコマーク、適法マークなどのマークやラベルを表示するいろんな試みが生まれている。ただこれらが多過ぎてわからないなどという新たな課題も生まれている。高知新聞「CO<sub>2</sub>削減、表示で実感：PCやエアコン省エネ家電が続々」2008年10月30日付け、日本経済新聞「商品のCO<sub>2</sub>排出量一目で：経産省が統一マーク」2008年11月15日付け、日本経済新聞「エコ表示、その意味分かります？」2008年11月22日付け。  
貨幣の決済機能に社会的責任作用や国際的責任作用をもたせようとする研究成果が、山本良一責任編集 [2004]『世界を変えるお金の使い方』である。
- 17) 次の報道にあるように、企業や金融機関に対して環境を中心とした社会的責任情報の開示を求める動きが強まっている。日本経済新聞「米投資家：環境対策開示迫る：



SECに法制化要望」2007年10月11日付け、日本経済新聞「銀行選び『環境』基準に：NGOや自治体、預金者に働きかけ：ネットで参考情報提供」2008年7月9日付け。

金融機関のCSR取組み状況についての調査と評価を試みたものが次の拙稿である。紀国正典 [2006] 「金融情報に対する金融機関の社会的責任意識の調査と評価(2005) —高知市所在金融機関のディスクロージャー誌とホームページの比較検討—」, 紀国正典 [2007~2008] 「日本における金融CSRの現状と活動(1)(2-1)(2-2)(3-1)(3-2)(4) —金融庁「金融機関のCSR実態調査」のCSR事例分析(銀行編)(信金・信組・労金編)(証券会社等編)(保険会社編)—」, 紀国正典 [2007] 「顧客勧誘方針に対する金融機関の社会的責任意識の調査と評価(2007) —高知市所在金融機関の顧客勧誘方針の公表状況と内容の検討—」, 紀国正典 [2009] 「金融機関の社会的責任活動(金融CSR)についての調査と評価」—高知市所在銀行に対する学生による金融CSR評価の試み—。

- 18) 食品を始めとする商品の悪質な偽装表示や不当表示、エコ偽装表示そして偽装開示が相次いだのを受け、次の報道にあるように、基準の監査や監督権限の強化、法令改正、認証方法の厳格化などの改革作業が行われるようになってきた。日本経済新聞「『食の安心・安全』対策原案：食品表示の法令一本化：国民生活審：苦情分析に専門官」2008年2月14日付け、日本経済新聞「ISO認証審査厳格に：企業の偽装相次ぎ信頼低下：顧客満足など実効性を重視：国際機関改革案」2008年1月11日付け。

2004年3月期から上場企業について、経営に与える影響の大きいリスクについての情報開示が義務づけられた。しかし次の報道にあるように重要情報の開示がなされていなかったと批判されている。日本経済新聞「非開示のリスク表面化：為替・資金繰り…問われる企業の姿勢」2008年12月11日付け。

- 19) 誰にとっても「みえること」「わかること」に向けての改革は、次の報道にあるように金融以外の分野でも続いている。日本経済新聞「サイト上の財務諸表：加工・分析しやすく：専用用語の使用：企業に義務付け」2007年6月10日付け、日本経済新聞「予算『見える化』日本版へ議論：諮問会議、米国をモデルに」2008年4月23日付け、日本経済新聞「判決文わかりやすく：『未必の故意』など用語言い換え：最高裁報告書」2008年11月12日付け。他方、その実態が「みえないこと」「わからないこと」が、貧困を加速しているとの指摘がある。湯浅誠 [2008] 『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』。

## 参考文献

(書籍文献資料)

- エイミ・ドミニ (山本利明訳) [2004] 『社会的責任投資：投資の仕方ですべてを変えよう』木鐸社。  
 秋山をね [2003] 『社会的責任投資とは何か：いい会社を長く応援するために』生産性出版。

- 秋山をね・菱山隆二 [2004] 『社会的責任投資の基礎知識：誠実な企業こそ成長する』岩波書店。
- C&C 振興財団編・アクセシビリティ研究会編 [2003] 『情報アクセシビリティとユニバーサルデザイン』株式会社アスキー。
- 藤井良広 [2005] 『金融で解く地球環境』岩波書店。
- 藤井良広・原田勝広 [2006] 『CSR (現場発) 優良企業への挑戦』日本経済新聞社。
- 藤井良広 [2007] 『金融NPO—新しいお金の流れをつくる』岩波書店。
- 濱川智・株式会社カレン [2006] 『Web ビジネスのためのユニバーサルデザイン成功の法則65』翔泳社。
- 蓮見孝 [2004] 『ユニバーサルデザイン—モノ・コト・まちづくり』工業調査会。
- 波田永実編著 [2002] 『自治体政策とユニバーサルデザイン』学陽書房。
- 広瀬浩二郎編著 [2007] 『だれもが楽しめるユニバーサル・ミュージアム』読書工房。
- 池上惇 [1985] 『情報化社会の政治経済学』昭和堂。
- 池上惇 [1986] 『人間発達史観』青木書店。
- 池上惇 [1996] 『マルチメディア社会の政治と経済』ナカニシヤ出版。
- 川内美彦 [2001] 『ユニバーサル・デザイン:バリアフリーへの問いかけ』学芸出版社。
- 川内美彦 [2007] 『ユニバーサル・デザインの仕組みをつくる—スパイラルアップを実現するために』学芸出版社。
- 建設省都市局公園緑地課監修・日本公園緑地協会 [1999] 『みんなのための公園づくり』。
- 国土交通省都市交通調査室監修 [2001] 『都市交通のユニバーサルデザイン』学芸出版社。
- 古瀬敏編著 [1998] 『ユニバーサルデザインとはなにか』都市文化社。
- 古瀬敏 [2002] 『ユニバーサルデザインへの挑戦』ネオ書房。
- クロワッサン特別編集 [2001] 『ユニバーサルデザインBOOK—生活をもっと心地よく』株式会社マガジンハウス。
- 共用品推進機構編著 [2001] 『バリアフリーと広告』電通。
- 松本恒雄監修・田中宏司 [2005] 『CSRの基礎知識』CSR入門講座第1巻, 日本規格協会。
- Michael G. Paciello・ソシオメディア株式会社監訳 [2002] 『ウェブ・アクセシビリティ—すべての人に優しいウェブ・デザイン』株式会社アスキー。
- 宮入賢一郎・横尾良笑・日本ユニバーサルデザイン研究機構監修 [2007] 『トコトンやさしいユニバーサルデザインの本』日刊工業新聞社。
- 三樹弘之・神野直恒編著 [2005] 『ITのユニバーサルデザイン—ISO13407, JIS X8341などへの対応』丸善株式会社。
- 光野有次 [1998] 『バリアフリーをつくる』岩波書店。
- 村田純一編 [2006] 『共生のための技術哲学』未来社。
- 中川聡監修 [2002] 『ユニバーサルデザインの教科書』日経BP社。
- 中川聡監修 [2005] 『ユニバーサルデザインの実践マニュアル』日経BP社。
- 日本人間工学会編 [2003] 『ユニバーサルデザイン実践ガイドライン』共立出版。
- リチャード・ビトナー (金森重樹監訳・金井真弓訳) [2008] 『サブプライムを売った

- 男の告白—米国住宅金融市場の崩壊』ダイヤモンド社.
- 上柳敏郎・石戸豊豊・桜井健夫 [2006]『新・金融商品取引法ハンドブック—消費者の立場からみた金商法・金販法と関連法の解説』日本評論社.
- 佐野(藤田)眞理子・吉原正治 [2004]『高等教育のユニバーサルデザイン化—障害のある学生の自立と共存を目指して』大学教育出版.
- 関根千佳 [2002]『「誰でも社会」へ』岩波書店.
- 静岡県編 [2002]『ユニバーサルデザイン入門』ぎょうせい.
- 出版UD研究会編 [2006]『出版のユニバーサルデザインを考える』読書工房.
- 鈴木敏 [2006]『道のユニバーサルデザイン』技報堂出版.
- 田中直人 [2002]『五感を刺激する環境デザイン』彰国社.
- 都市緑化技術開発機構公園緑地バリアフリー共同研究会編 [2000]『公園のユニバーサルデザインマニュアル』鹿島出版会.
- 東京大学先端科学技術研究センターバリアフリープロジェクト監修 [2006]『ユニバーサルデザイン1:ユニバーサルデザインってなに?』あかね書房.
- 東京大学先端科学技術研究センターバリアフリープロジェクト監修 [2006]『ユニバーサルデザイン2:くらしの中のユニバーサルデザイン』あかね書房.
- 東京大学先端科学技術研究センターバリアフリープロジェクト監修 [2006]『ユニバーサルデザイン3:まちのユニバーサルデザイン』あかね書房.
- 津田美知子 [1999]『視覚障害者が街を歩くとき』都市文化社.
- UD編集部発行雑誌『UD—21世紀の社会のしくみをデザインするユニバーサルデザイン』1~24号, ユーディーシー.
- Wolfgang F.E.Preiser 編 [2003]『ユニバーサルデザインハンドブック』丸善株式会社.
- 山本良一責任編集 [2004]『世界を変えるお金の使い方』ダイヤモンド社.
- 吉本佳生 [2005]『金融広告を読み—どれが当たりで、どれがハズレか』光文社.
- 吉本佳生 [2007]『金融商品にだまされるな—本当に正しい預金, 債券, 個人年金の使い方』ダイヤモンド社.
- 吉本佳生 [2007]『金融機関のカモにならない! おカネの練習問題50』光文社.
- 湯浅誠 [2008]『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』岩波書店.

#### (筆者執筆参考論文)

- 紀国正典 [1993]「国際金融統計のディスクロージャーと情報インフラストラクチャー—BIS統計の検討—」『高知論叢』第48号.
- 紀国正典 [1999]「公共性と公共性諸学説—国際金融システムの規範的方法の検討(1)—」高知大学経済学会『高知論叢』第65・66合併号, 1999年11月.
- 紀国正典 [1999]「国際金融システムと金融制御」池上惇・森岡孝二編『日本の経済システム』青木書店, 1999年12月.
- 紀国正典 [2002]「国際公共性と国際公共性諸学説(上)(中)(下)」『高知論叢』第73号, 第74号, 第75号.

- 紀国正典 [2003] 「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討 (1)―外部性論からのアプローチ―」高知大学経済学会『高知論叢』第78号, 2003年11月.
- 紀国正典 [2004] 「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討 (2)―『公共財』論の問題点―」高知大学経済学会『高知論叢』第79号, 2004年2月.
- 紀国正典 [2004] 「国際金融システム論 (1)―システム・アプローチの意義と課題―」高知大学経済学会『高知論叢』第80号, 2004年7月.
- 紀国正典 [2005] 「外貨建金融商品の販売方法についての調査と評価 (2004)―高知市所在の金融機関の窓口調査結果の検討―」高知大学経済学会『高知論叢』第82号, 2005年3月.
- 紀国正典 [2005] 「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討 (3)―貸手責任論と社会的責任金融 (SRF)―」高知大学経済学会『高知論叢』第84号, 2005年11月.
- 紀国正典 [2006] 「国際金融システム論 (2)―金融におけるシステム論的方法の展開―」高知大学経済学会『高知論叢』第85号, 2006年3月.
- 紀国正典 [2006] 「金融情報に対する金融機関の社会的責任意識の調査と評価 (2005)―高知市所在金融機関のディスクロージャー誌とホームページの比較検討―」高知大学経済学会『高知論叢』第86号, 2006年7月.
- 紀国正典 [2006] 「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討 (4)―社会的責任投資 (SRI) と社会的責任金融 (SRF)―」高知大学経済学会『高知論叢』第87号, 2006年11月.
- 紀国正典 [2007] 「国際的責任金融 (IRF)」立命館大学国際関係学会『立命館国際研究』第19巻3号: 朝日(関下)教授退職記念号, 2007年3月.
- 紀国正典 [2007~2008] 「日本における金融CSRの現状と活動 (1) (2-1) (2-2) (3-1) (3-2) (4)―金融庁「金融機関のCSR実態調査」のCSR事例分析(銀行編)(信金・信組・労金編)(証券会社等編)(保険会社編)―」高知大学経済学会『高知論叢』第88号, 第89号, 第90号, 第91号, 第92号, 第93号, 2007年3月・7月・11月, 2008年3月・7月・11月.
- 紀国正典 [2007] 「顧客勧誘方針に対する金融機関の社会的責任意識の調査と評価 (2007)―高知市所在金融機関の顧客勧誘方針の公表状況と内容の検討―」高知大学経済学会『高知論叢』第90号, 2007年11月.
- 紀国正典 [2009] 「金融機関の社会的責任活動(金融CSR)についての調査と評価―高知市所在銀行に対する学生による金融CSR評価の試み―」高知大学経済学会『高知論叢』第94号, 2009年3月.
- 紀国正典 [2009] 「金融の公共性と社会的責任金融・国際的責任金融」日本科学者会議『日本の科学者(特集:世界金融危機と金融規制の現代的課題)』Vol. 44 No. 4 April 2009.

(新聞記事資料)

日本経済新聞社 [2006] 「保険約款見直します: 難解な用語・読みにくい・どこみれば…不払い事件も後押し」日本経済新聞記事2006年3月12日付け.

日本経済新聞社 [2006] 「高齢の障害者アイフル提訴へ: 説明不十分で契約」日本経済新聞記事2006年4月23日付け.

- 日本経済新聞社 [2006]「投資リスクの大きさ周知：株：投信：外貨預金・変額年金：金融商取法来夏施工めざす」日本経済新聞記事2006年5月4日付け。
- 日本経済新聞社 [2006]「銀行が販売する複雑な金融商品：損か得か、本当はどちら？、うたい文句ほど利点なし」日本経済新聞記事2007年5月7日付け。
- 日本経済新聞社 [2006]「共感できる投資選ぶなら：環境・女性支援SRIファンド」日本経済新聞記事2006年8月13日付け。
- 日本経済新聞社 [2007]「保険『特約』支払い漏れ：大手生保対策急ぐ：手続き簡素化、周知へ冊子」日本経済新聞記事2007年1月29日付け。
- 日本経済新聞社 [2007]「投信『看板』掛け替え一謎だらけの分類・難解な専門用語」日本経済新聞記事2007年2月11日付け。
- 日本経済新聞社 [2007]「元本割れリスク：書面で顧客説明：金融庁仕組み預金で義務化」日本経済新聞記事2007年3月31日付け。
- 日本経済新聞社 [2007]「金融広告ここに注意：表示見直しでも課題なお」日本経済新聞記事2007年4月15日付け。
- 日本経済新聞社 [2007]「仕組み預金の広告例示す：銀行公取協」日本経済新聞記事2007年4月20日付け。
- 日本経済新聞社 [2007]「投信など販売時：顧客ニーズ確認義務化：金融庁9月にも：不備あれば処分」日本経済新聞記事2007年6月9日付け。
- 日本経済新聞社 [2007]「投信や外貨預金の広告：リスクも大きく見やすく：9月から金融商品取引法施行」日本経済新聞記事2007年6月10日付け。
- 日本経済新聞社 [2007]「サイト上の財務諸表：加工・分析しやすく：専用用語の使用：企業に義務付け」日本経済新聞記事2007年6月10日付け。
- 日本経済新聞社 [2007]「再燃インサイダー取引：米名門金融も温床に：ファンドに疑念増殖」日本経済新聞記事2007年7月11日付け。
- 日本経済新聞社 [2007]「テレビ・ラジオの金融広告表示義務：リスク周知など2項目：金商法巡り金融庁方針」日本経済新聞記事2007年7月14日付け。
- 日本経済新聞社 [2007]「インサイダー防止へ各国連携：M & Aの1/4で株価不自然な動き：英FSA会長に聞く」日本経済新聞記事2007年7月25日付け。
- 日本経済新聞社 [2007]「リスク説明より丁寧に：金融商品取引法月末施行へ」日本経済新聞記事2007年9月18日付け。
- 日本経済新聞社 [2007]「米投資家：環境対策開示迫る：SECに法制化要望」日本経済新聞記事2007年10月11日付け。
- 日本経済新聞社 [2007]「生損保各社、保険用語やさしく、不払いの一因、難解さを改善」日本経済新聞記事2007年11月3日付け。
- 日本経済新聞社 [2007]「金融庁アリコに改善命令：保険金支払い、誤解を招く広告」日本経済新聞記事2007年11月17日付け。
- 日本経済新聞社 [2007]「金融商品取引法、施行から1カ月半：『禁止規定』銀行揺さぶる」日本経済新聞記事2007年11月19日付け。

- 日本経済新聞社 [2008]「ISO 認証審査厳格に：企業の偽装相次ぎ信頼低下：顧客満足など実効性を重視：国際機関改革案」日本経済新聞記事2008年1月11日付け。
- 日本経済新聞社 [2008]「金融機関に14原則：利用者へ明確な情報/健全財務維持など：金融庁提示、監督の土台に」日本経済新聞記事2008年2月4日付け。
- 日本経済新聞社 [2008]「『食の安心・安全』対策原案：食品表示の法令一本化：国民生活審：苦情分析に専門官」日本経済新聞記事2008年2月14日付け。
- 日本経済新聞社 [2008]「金商法施行も…投信トラブル後を絶たず：徹底されぬリスク説明：高額手数料・想定外の損失」日本経済新聞記事2008年3月10日付け。
- 日本経済新聞社 [2008]「政府、バリアフリーで新要綱：施設や商品へ普及目指す」日本経済新聞記事2008年3月28日付け。
- 日本経済新聞社 [2008]「生保バンフ・広告に指針：生保協、審査体制強化求める」日本経済新聞記事2008年4月11日付け。
- 日本経済新聞社 [2008]「金商法施行半年：銀行の対応『不満』20%、証券顧客は9%：日証協調査」日本経済新聞記事2008年4月16日付け。
- 日本経済新聞社 [2008]「予算『見える化』日本版へ議論：諮問会議、米国をモデルに」日本経済新聞記事2008年4月23日付け。
- 朝日新聞社 [2008]「保険主要9社：苦情40万件：不払いで噴出、2年前の倍に」朝日新聞記事2008年5月12日付け。
- 朝日新聞社 [2008]「歩み出したNPO銀行：大手銀行退職、COOに転身、これが金融の原点」朝日新聞記事2008年5月19日付け。
- 日本経済新聞社 [2008]「銀行選び『環境』基準に：NGOや自治体、預金者に働きかけ：ネットで参考情報提供」日本経済新聞記事2008年7月9日付け。
- 日本経済新聞社 [2008]「色弱者の立場から物の見やすさ追求：カラーユニバーサルデザイン機構副理事長」日本経済新聞記事2008年8月10日付け。
- 高知新聞社 [2008]「CO<sub>2</sub>削減、表示で実感：PCやエアコン省エネ家電が続々」高知新聞記事2008年10月30日付け。
- 日本経済新聞社 [2008]「判決文わかりやすく：『未必の故意』など用語言い換え：最高裁報告書」日本経済新聞記事2008年11月12日付け。
- 日本経済新聞社 [2008]「商品のCO<sub>2</sub>排出量一目で：経産省が統一マーク」日本経済新聞記事2008年11月15日付け。
- 日本経済新聞社 [2008]「エコ表示、その意味分かります？」日本経済新聞記事2008年11月22日付け。
- 日本経済新聞社 [2008]「非開示のリスク表面化：為替・資金繰り…問われる企業の姿勢」日本経済新聞記事2008年12月11日付け。
- 高知新聞社 [2009]「誰もが見やすい工夫を：色弱者に配慮の用具続々」高知新聞記事2009年3月31日付け。

## (Webサイト資料)

金融庁 [2006] 『新しい金融商品取引法制について—利用者保護と公正・透明な市場の構築に向けて—』2006年9月, 金融庁ホームページ (<http://www.fsa.go.jp>).

金融庁 [2007] 『金融規制の質的向上に向けて』2007年9月, 金融庁ホームページ (<http://www.fsa.go.jp>).

金融庁 [2007] 「保険契約の募集用の資料等の適切な表示の確保について」2007年11月16日, 金融庁ホームページ (<http://www.fsa.go.jp>).

日本ユニバーサルデザイン研究機構ホームページ (<http://www.npo-uniken.org>).

ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター (The Center for Universal Design) ホームページ (<http://www.design.ncsu.edu/cud>).

